

芸術文化公演再開緊急支援事業を実施します

芸術文化公演等の開催において、新型コロナウイルス感染症対策として感染予防に対応した座席での公演実施が求められており、収容人数の制限により舞台芸術活動の再開に影響が及ぶことが懸念されています。そこで、芸術文化公演等を実施する場合、施設使用料 50%相当額を補助し、芸術文化活動の早期の復興と飛躍につなげる「芸術文化公演再開緊急支援事業」を実施します。

1 対象者

姫路市の文化振興に寄与する団体または個人

2 対象事業

以下の要件を全て満たす公演と、公演と同一施設内で実施される公演に伴う練習

(1) 期間

令和2年7月1日(水曜日)から令和2年12月31日(木曜日)

(2) 事業内容

実演により表現される音楽、ダンス、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演

※ 映画上映会や講演会、研修会等は対象外

(3) 対象施設(固定席、収容人数 100人以上)

文化センター(大・小ホール)	キャスパホール	パルナソスホール
あいめっせホール	市民会館大ホール	花の北市民広場大ホール
香寺健康福祉センターホール	北部市民センター大ホール	図書館飾磨分館ホール
図書館網干分館ホール	図書館広畑分館ホール	ネスパルやすとみホール

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス他感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月25日(公財)全国公立文化施設協会)を遵守して実施されるもの

3 対象経費・補助金額

会場となる施設の使用料の50%(附属設備使用料を除く。)

- ・市の共催等により施設使用料の減額を受けた場合は、減額後の施設の使用料
- ・市が実施する他の補助金等の交付により施設使用料に係る助成を受けた場合は、会場となる施設の使用料から当該助成額を差し引いた後の使用料

4 補助金交付の流れ

- (1) 申請:原則、事業実施の1ヵ月前まで
- (2) 請求書:事業実施後1ヵ月以内

申請書の様式は市のホームページからもダウンロードできます。
「姫路市 芸術文化公演再開補助金」で検索してください!

5 申請書提出・問い合わせ

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番 姫路市文化国際課

TEL:079-221-2098

